



えいじれす

紫波町日詰字郡山駅 57-3

Tel672-1274 Fax671-3480

2 月末契約金額 76,287 千円 (前年同期 74,908 千円) 会員数 180 人 (前年同期 181 人)

理事長から



乾燥した天気が続いております。2 月 19 日に発生したとみられる大船渡市の山林火災は、3 月 9 日になってようやく鎮圧宣言が出されたものの未だ鎮火には至っていません。焼失面積は 3,000 ヘクタールを超え、一時避難者は 4,300 人以上と報道されています。亡くなられた方のご冥福をお祈りするとともに被災された方々に心からお見舞い申し上げます。

思い起こせば、平成 9 年 5 月 2 日、石鳥谷町の西部山林から発生した山火事は、紫波町片寄地区の山林にも燃え広がり、300 ヘクタール以上を焼失しました。この季節は、乾燥と強

風が付き物です。特に農村部では、野焼きや剪定枝の焼却などのシーズンとなります。火の取扱いには十分に配慮して、火災防止に心がけましょう。ちょっとした不注意が大事件に発展します。

そんな中、3 月 13 日に理事会を開催し、今年度の事業実績の確認と新年度の事業計画や収支予算を決定いたしました。

今年度の事業実績は、2 月末で 76,287 千円と対前年度比 1.8%の伸びとなっております。新年度の受託事業収益は、見積基準額の全ての作業区分を見直したことなどにより、4.1%の伸びを予想しています。

また、定時総会を 6 月 6 日 (金) 午後 1 時半からナックスホールで開催することも併せて決定しました。たくさんの会員の皆様のご参加をお願い申し上げます。

今年度も残すところ何日もありませんが、今のところ大きな事故の報告は受けておりません。これもひとえに会員の皆さまのご協力の賜と衷心より感謝申し上げます。

当センターの最大の財産は、会員の皆さまであり、その会員一人ひとりを支えるものが健康であり仲間であります。第 2 次中・長期計画の前期 5 年が終了し、後期 5 年に向けて目標値の見直しを行いました。また重点テーマを「楽しい職場づくり」とし、令和 7 年度の事業計画においてもそのテーマに沿った事業を盛り込んだところであります。新年度においても、これまで同様に「安全」を最優先課題としながらも、併せて「楽しい職場」の実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。皆さまのご協力をよろしくお願い申し上げます。

見積基準額が改定されました!!!

全ての作業区分について、基準額の見直しを行い、平均で 7.7%の上昇となりました。

令和 7 年度受託業務に係る就業配分金見積基準額表

作 業 区 分		見 積 基 準 額			作 業 区 分	適 用	見 積 基 準 額	
		1 時間当り	7 時間当り	備 考			1 枚当り	
大工作業		1,640	11,480	道具一式持込	襖張り	本襖（材料別）	3,080	
塗装作業		1,640	11,480	〃	〃	板襖（ 〃 ）	2,640	
左官作業		1,640	11,480	〃	障子張り	普通（ 〃 ）	1,540	
ブロック作業		1,640	11,480	〃	〃	出窓（ 〃 ）	1,320	
タイル作業		1,640	11,480	〃	〃	欄間（ 〃 ）	900	
庭木剪定(枝打ち含む)		1,580	11,060	〃	〃	雪見（ 〃 ）	1,650	
		※現場管理費として契約1件当たり600円を別途加算させていただきます。			網戸張り替え	特大（ 〃 ）	2,640	
草刈り作業	（一般）	1,640	11,480	燃料代・損料込	〃	普通（ 〃 ）	1,870	
	（特殊）	1,950	13,650	燃料代・損料込	〃	小（ 〃 ）	1,200	
	（モア）	2,400	16,800	燃料代・損料込	刃物研ぎ	包丁（1本当り）	800	
草取り作業	（一般）	1,020	7,140		毛 筆	適 用 （ ）内は筆ペンか硬筆	見 積 基 準 額	
	（特殊）	1,180	8,260				1 枚当り	
土木作業		1,340	9,380		宛名書き	〒、住所、氏名	154～（77）	
パイプハウス組立		1,080	7,560		〃	社名、役職名	165～（82）	
ぶどう棚組立		1,180	8,260		〃	結婚式案内、慶弔関係	187～（93）	
畑作業		1,020	7,140		筆 耕	式次第	935～	
水田作業		1,050	7,350		〃	席札、胸名札	99～（49）	
畑耕起		1,340	9,380		賞・感謝状（全文）	主文 5 行 1 行増毎500～100円	3,960～	
除草剤散布作業		1,340	9,380		〃（部分）		440～	
引越手伝い		1,180	8,260		使 用 料	適 用	見 積 基 準 額	
除雪作業		1,720	12,040				1 時間当り	1 回当り
ハウス クリーニング	（一般）	1,280	8,960		軽トラック	清掃事業所 1 回当り	－	1,320
	（特殊）	1,710	11,970		普通トラック（2 t）	清掃事業所 1 回当り	－	2,420
屋内軽作業		952	6,664		セット動噴	燃料代・損料含む	1,320	－
屋外軽作業		980	6,860		背負い動噴	〃	660	－
施設管理		952	6,664		手動噴霧器	〃	396	－
駐車場整理		980	6,860		トラクター	〃	2,640	－
福祉サービス		952	6,664		耕耘機	〃	1,595	－
一般事務		952	6,664		除雪機	〃	2,090	－
					チェーンソー	〃	660	－
					発電機	〃	660	－

《お客様へのお願い》

- 1 見積額の 1 5 % を事務費としてご負担いただきます。
- 2 会員が作業終了後、就業報告書を提示しますので、履行確認書の欄へ署名・捺印をお願いします。
- 3 作業完了後、シルバー人材センターより料金を請求させていただきます。【支払いは、コンビニ、振り込み、ご持参も可】

《就業の基準・その他》

- 1 日の就業時間は、原則実働 7 時間以内とします。（会員は高齢者のため、安全を考慮し長時間の就業を禁じています。）
- 除雪作業における 1 回当たりの作業時間が 1 時間以内の場合は、1 時間といたします。
- 事前に了解をいただいて、現場の下見を行った場合には、下見料として 600 円を加算させていただきます。
- この他の作業については、ご相談のうえ随時センターがお客様と契約いたします。

センター貢献ポイントの実績がまとまりました

40 ポイント（1,000 円）を達成した会員は 8 名、50 ポイント（2,000 円）が 4 名、60 ポイント（3,000 円）が 1 名でした。定時総会終了後、金額相当分の商品券をお渡しします。総会や研修会、ボランティアなどに積極的に参加していただければそんなに無理なく 40 ポイントは獲得できるように設計されていますが、年々実績が低下していることから、もっと使いやすくするために制度を見直しました。

貢献ポイント制度が変わりました

ポイントを商品券に変える際の目安になるように 1 ポイントを 1 円相当に変更しました。令和 7 年度からは、例えばボランティアに参加すると 500 ポイントのカードをお渡しするので、500 円相当ということになり、1,000 ポイントから希望する商品券に交換できます。交換時期は毎年 3 月 1 日から 1 5 日までとなります。

さらに、これまで有効期間は 1 年でしたが、3 年に延長したのでさらに貯めやすくなると思います。詳しくは、別紙の実施要項をご覧ください。

定時総会の日程が決まりました

3 月 13 日の理事会において、令和 7 年度定時総会の日程が次のとおり決定されました。さっそく予定表に書き込みましょう。センター貢献ポイントは、新 200 ポイントです。

開催日時：**令和 7 年 6 月 6 日（金）午後 1 時 30 分から**

開催場所：盛岡南ショッピングセンター内「ナックスホール」

新入会員の紹介です

3 月の理事会で承認された、8 人の新入会員を紹介します。よろしくお願いします。

- 1050 赤石 2 班 大志田 勝 広（おおしだ かつひろ）さん
- 1051 日詰 1 班 熊 谷 富 子（くまがい とみこ）さん
- 1052 古館 1 班 宮 城 恵 子（みやぎ けいこ）さん
- 1053 赤石 1 班 佐 藤 光 男（さとう みつお）さん
- 1054 赤石 2 班 高 橋 新 一（たかはし しんいち）さん
- 1055 日詰 2 班 小 林 信 行（こばやし のぶゆき）さん
- 1056 赤石 1 班 大 森 敏 光（おおもり としみつ）さん
- 1057 赤石 2 班 佐々木 る み（ささき るみ）さん

8 年度から契約の方法が変わります

会員の皆さんは、普段契約ということ意識することなく働いているかもしれませんが、全て何らかの契約に基づいて就業しています。

請負や委任による働き方の場合、最初にお客さんとセンターとの間で最初の委託契約が行われます。次にセンターと会員の間で再委託契約が行われます。つまり、センターが受けた仕事を会員に下請けに出すイメージです。

「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」いわゆるフリーランス法が制定され、昨年の秋から施行されています。これによりシルバー会員もこのフリーランスと認定されました。これまでのセンターが元請け、会員が下請けというイメージから会員が元請けというイメージが変わります。

発注者と個人の請負事業者の間の力関係は、発注者優位というのが一般的です。発注者がその力関係を不当に行使して、個人事業者が経済的な不利益を受けるのを保護しようというのが法の趣旨と思われます。詳しくは、別紙の説明チラシをご覧ください。

また、下の囲いにフリーランスの説明をネットから探して掲載しました。

3月の理事会で、契約方法の変更の開始時期を令和8年度からということが決定されました。令和7年度は、これに向けて準備を進めてまいります。

「フリーランス」を簡単に説明すると、「個人で仕事を請け負う働き方」のこと。会社員との大きな違いは、フリーランスは雇用契約ではなく、業務委託契約を結ぶこと。

フリーランスは、特定の企業や団体に所属したり、特定の組織の活動に専従したりしておらず、したがって雇用契約や労働契約の関係を結んで労働力を提供するのではなく、業務委託などにより自らの技能をサービスや成果物を通じて提供することによって生活する、社会的に独立したライフスタイルの個人事業主を指す総称である。日本では法令上の用語ではないが、自由業または自由職業とも呼ばれる。この形態により請け負った業務を遂行する人をフリーランサーまたはフリーエージェントとも呼ぶ。

事務局から

■ 年会費の納入について

この会報と一緒に、年会費の納入についてのお願いの文書が届いたと思います。毎年度のことですが、4月18日までに事務局へ納入して下さるようお願いいたします。

■ ワッペン、ヘルメットの準備は大丈夫ですか？

まもなく、新年度が始まり就業機会も多くなってきましたが、就業にあたって身につけるべきもののチェックをしましょう。確かにシルバーの会員であることを示してお客様に安心してもらうための『ワッペン』や、自分の身を守るための『ヘルメット』の準備は大丈夫ですか？『ワッペン』を紛失したという会員は、事務局までお知らせください。

■ ラ・フランス温泉館で働ける会員を募集しています。

16:00~20:00の時間帯で週3日程度の就業が可能な女性会員、連絡をお待ちしています。サウナマットの交換などが主な作業になります。【TEL019-672-1274】